

令和6年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

# 会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

## 令和6年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町2 2 1番地1

2 会 期 令和6年2月5日（1日）

### 3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	5	月	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、議案上程、説明、議案質疑、審議、討論、採決、一般質問、閉会

### 4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	2月5日	12番 渡辺勝美君 13番 小畑吉時君 を 指 定
		会期決定の件	2月5日	2月5日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月5日	並川和則君 中崎秀紀君 を 指 名
		議会運営委員会委員の選任について	2月5日	渡辺勝美君 を 選 任
議 案 第1号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2月5日	原 案 可 決
議 案 第2号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例	2月5日	原 案 可 決
議 案 第3号	本会議	県央地域広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	2月5日	原 案 可 決
議 案 第4号	本会議	県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例	2月5日	原 案 可 決

議案第5号	本会議	令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)	2月5日	原案可決
議案第6号	本会議	令和6年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月5日	原案可決
議案第7号	本会議	監査委員(組合議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて	2月5日	小畑吉時君の選任に同意

## 5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨		ページ
2月5日	岩竹 洋一 議 員	1	<p><b>救急支援(AED救急)の現在の状況と、今後の運用・取組みについて</b></p> <p>救命率アップのために取組まれている、消防隊の救急支援(AED救急)について、現在の(直近3年間辺り)の出動件数と概要、そしてカバーする区域について問う。</p> <p>今後の(職員増を見込んで)救急支援(AED救急)の運用・取組について問う。</p>	25
		2	<p><b>消防用設備等設置検査の対応について問う</b></p> <p>今後、諫早市等に大規模な商業施設や工業施設が建設される見込みの中で消防用設備等設置検査における対応について問う(専門性のある職員の確保、検査時の体制等)。</p>	

○ 出席議員（15名）

- 1 番 青山 昭広 君
- 2 番 岩竹 洋一 君
- 3 番 永尾 典嗣 君
- 4 番 大久保 正博 君
- 5 番 島田 和憲 君
- 6 番 相浦 喜代子 君
- 7 番 並川 和則 君
- 8 番 中崎 秀紀 君
- 9 番 光山 千絵 君
- 10 番 松尾 祥秀 君
- 11 番 堀内 学 君
- 12 番 渡辺 勝美 君
- 13 番 小畑 吉時 君
- 14 番 城 幸太郎 君
- 15 番 南条 博 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

- 管理者 大久保 潔重 君
- 副管理者 園田 裕史 君
- 副管理者 金澤 秀三郎 君
- 監査委員 江嶋 多鶴子 君
- 事務局長 後田 一光 君
- 消防長 溝口 康二 君
- 次長兼諫早消防署長 橋本 憲和 君
- 総務課長 牛嶋 広輝 君
- 消防総務課長 増田 里己 君
- 大村消防署長 平野 真也 君
- 小浜消防署長 原田 義弘 君
- 警防救急課長 渡邊 博 君
- 予防指導課長 安達 知誠 君
- 通信指令課長 片田 慎一郎 君

○ 議会関係出席者

- 書記長 牛嶋 広輝 君
- 書記 三丸 大作 君、書記 柳谷 隆幸 君

## 午後2時00分開会

### ○議長（南条 博君）

皆さま、こんにちは。

ただいまから、令和6年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事に入ります前に、去る1月1日に発生いたしました、令和6年能登半島地震で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りして、黙祷を捧げることといたします。皆さま、御起立をお願いいたします。 黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。御着席ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたと思いますので、御了承ください。

議事に先立ちまして、昨年11月に行われました雲仙市議会臨時会において、新たに組合議員に選任された方々を御紹介いたします。

雲仙市議会議長の小畑吉時議員でございます。雲仙市議会議員の渡辺勝美議員でございます。以上の方々でございます。

県央組合の広域行政運営に御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

議席は議長において、渡辺勝美議員を12番に、小畑吉時議員を13番に指定いたします。

次に、日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

### ○議長（南条 博君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、7番 並川和則議員、8番 中崎秀紀議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。現在1人欠員となっておりますので、議会運営委員会委員に、渡辺勝美議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

## ○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。よって、渡辺勝美議員を選任することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がっておりますので発言を求めます。

## ○管理者（大久保潔重君）

本日ここに、令和6年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

はじめに、新しい年は思いもよらぬ痛ましい災害と事故で始まりました。

元日の夕方には、石川県能登半島を震源とする最大震度7の地震が発生し、多くの尊い命が奪われました。

翌2日には、羽田空港において地震の被災地に支援物資を輸送する海上保安庁機と日本航空機の衝突炎上事故が発生し、海上保安庁職員5名が亡くなりました。地震災害と航空機事故で犠牲になられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地域の方々、また事故に遭遇された乗客の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の災害においても、地元消防本部を始め、緊急消防援助隊の活動、救急医療関係者、福祉関係者、行政支援関係者の迅速な支援が行われました。

当組合消防本部への派遣要請はありませんでしたが、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類に移行しましたが、全国的に見ても、関連する救急搬送困難件数は高い水準で推移しております。

さらに、去年は記録的な猛暑により、熱中症患者の搬送も増加をいたしました。

また、全国各地では自然災害が多発し、激甚化、頻発化が懸念されており、地域防災を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。

このようなことから、常備消防機関として、複雑、多様化する様々な災害に適切に対応できる能力の維持・向上に努め、圏域住民の生命、身体及び財産を守るため、より一層、消防防災力の強化に取り組んでまいります。

また、防災活動の拠点となる新庁舎建設につきましては、老朽化が進んでいる小浜消防署及び諫早消防署高来分署の建設工事が、関係される皆様の御協力のもと着々と進んでおります。

現段階におきまして、高来分署は令和6年度中、小浜消防署は令和7年中の供用開始を予定しております。今後、新たな防災拠点の核として、地域防災の充実強化に努めてまいります。

消防車両につきましては、車両更新計画に基づき、令和6年度は大村消防署及び宮小路分署の高規格救急自動車の更新、諫早消防署はしご車のオーバーホールを計画しております。

す。

また、諫早消防署西諫早分署の水槽付き消防ポンプ自動車の更新を予定しておりますが、年度内の納車が難しいため令和7年度までの債務負担行為をお願いしております。

次に、令和5年の火災・救急の概況でございますが、火災件数につきましては、66件で、昨年より29件減少し、令和2年の60件に次いで2番目に少ない火災件数となりました。このうち、大村市における火災件数は15件で、過去最少となりました。

しかし、火災によって2名の方が亡くなれており、いずれも65歳以上の高齢者の方となっております。当組合消防本部といたしましても、引き続き火災予防の広報や普及活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

救急出動件数につきましては、昨年より625件の増加となる1万2,872件で、平成27年から9年連続で1万件を超えております。搬送人員につきましては、昨年より461人増の1万1,892人となっております。

年代別の搬送者数は、65歳以上の高齢者が7,572人で全体の64パーセントを占めており、今後も高齢者の占める割合が、ますます高くなるものと思われま

す。また、傷病程度別の搬送者数で見ますと、入院を必要としない軽症者の搬送が、全体の35パーセントを占める状況でありました。

適正な救急車の利用につきましても、引き続き広報活動等を通じ、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、不燃性廃棄物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、各地域から搬入されます不燃性廃棄物の適正な分別とリサイクル率の向上に努めております。

また、不燃物中間処理施設である県央不燃物再生センターにつきましては、平成6年4月の稼働から29年が経過しております。

令和3年度から、施設総合管理計画に基づいた設備機器の更新や補修を行い、施設の長寿命化に取り組んでおります。引き続き施設の適正な維持管理、運営を図ってまいります。

本議会に提案いたしております令和6年度当初予算案を初め、各議案につきましては、事務局長から説明をいたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（南条 博君）

次に、日程第5、議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

#### ○事務局長（後田一光君）

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の給与を改定しようとするものでございます。

議案の説明につきましては、議案第1号資料2分の2に沿って御説明いたします。

令和5年度の給与改定の概要でございますが、1点目は職員の給料につきまして、初任給を含む若年層の給料月額の上上げを行い、平均で1.1パーセントの上上げを行うものでございます。

2点目は職員の期末手当及び勤勉手当につきまして、その支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。給料及び期末・勤勉手当ともに、令和5年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

3点目は地方自治法の一部改正に伴いまして、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するよう条例を整備するものでございます。

戻りまして、議案第1号の1ページをお開きください。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

1ページが期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正、2ページから12ページまでが給料表の全部改正でございます。

13ページをお開きください。第2条は、職員の給与条例につきまして、令和5年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合について改正をしております。第3条は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する条例改正でございます。

最後に、附則でございますが、附則第1条第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。附則第1条第2項並びに第2条は経過規定、第3条は委任規定でございます。附則第4条は、関連する条例の一部改正でございます。

以上で、議案第1号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）



## ○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○事務局長（後田一光君）

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、職員定数を現行の257人から57人増の314人に改正しようとするものでございます。議案の説明につきましては、議案第2号資料3分の2に沿って、御説明いたします。

「1 定数改正の目的」でございますが、消防体制の強化並びに消防活動時における安全管理及び火災、救急などの災害が重複して発生した際の出動体制を充実させるためのものでございます。

次に「2 現状における課題」でございます。課題項目の「① 全分署共通」の課題として、本組合における各分署の配置人員は、1隊当り4人としておりますが、救急出場があれば3人が出場しますので、残留者が1人となり、この間に火災等が発生しますと1人で出場をしなければなりません。近年は救急出場件数が増加しておりますので、1人で残留する時間帯が多くなってきております。

項目の「② 小浜消防署」の課題として、小浜消防署におきましては雲仙市南部地域の救急体制充実のため、救急車の2台運用を行っておりますが、勤務人員が7人の場合、救急車が2台出場しますと残留者が1人となり、他の災害発生に備え非番や週休の職員を動員して対応しております。

項目の「③ 雲仙分駐所」の課題として、雲仙地区の旅館街を管轄する雲仙分駐所ですが、はしご車配備で2人の配置となっております。災害発生時は小浜消防署から20分以上を要するため、初動の消防活動体制に不安を抱えております。

項目の「④ 3本署」の課題として、各本署における振休者、研修派遣者等の代わりに勤務するための補充対応人員が不足しているため、非番者や週休者を充てている状況でございます。

このような課題を解消するため、下段の「3 課題解消に向けた増員数（案）」のとおり、課題項目の①から④の増員数の合計が57人、改正後の定数（案）を314人としようとするものでございます。

次のページ、議案第2号資料3分の3を御覧ください。

上段の「4 増員計画（案）及び 定員配置予定」の表は、「現定数における配置」と「改正案」における配置予定を掲載しております。

次に、下段の「5 増員による効果」を御覧ください。

課題項目①の分署におきましては、5人体制になることで救急出場中であっても2人体制が確保できるようになり、より充実した消防活動ができるようになります。

項目②の小浜消防署におきましては、円滑な救急車2台運用が可能となり、非番者、週休者の招集が解消できます。

項目③の雲仙分駐所におきましても、はしご車運用時の安全管理と消防力の向上が見込めます。

項目④の各本署を増員することで、消防力の充実、市民サービスの充実を図ることができるとともに、働き方改革や女性活躍推進の確保にもつながります。

最後に本条例の施行期日は、令和6年4月1日といたしております。

以上で、議案第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（南条 博君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

#### ○相浦喜代子議員

先般、説明を受けましたが、この増員計画は資料の3分の3にもあるように令和7年度から令和16年度までの10年間計画となっております。現状、ただでさえ人員が足りていないわけです。この条例改正に反対するものではありませんが、管理者の責務としてここで働く職員の安全を守るのも一つの役割ではないかと思っております。

現状で定数が足りていない部分をどのように補っていくのか、しっかりと議論をされながらこの計画が進められていくのか、今一度確認させていただきたいと思えます。

そうしなければ、この1、2年の間に人員が足りないことによって、現状の個々の能力と使命感に頼りながら危険な業務にあたっただけ状況が続くこと自体が問題ではないかと思っております。そういったところの議論がなされているのか、この条例改正と併せてお尋ねします。

#### ○事務局長（後田一光君）

議員お尋ねの10年間の増員計画につきましては、今回構成市の出席のもと検討委員会を開催いたしました。

今後10年間の計画期間におきましては、毎年検証を行いながら進めていく考えでございます。この10年間の計画期間でございますが、毎年の採用試験における受験者数や年齢層によって変動すると思われますので、この計画の進捗状況の報告も含めまして検討委員会等で進めていく考えでございます。

#### ○相浦喜代子議員

令和7年度からは計画どおりにやっていくとして、現状をどうやってカバーしていくのか、各構成市にも負担が伴うものなので早々に人員を増やすことはできないと思えますが、やりすぎても過去にあった空白の5年間のように採用者がいない年が出てきても困ります。

なので、この数年をどのような覚悟で対応していくのか、また管理者、副管理者はそれぞれ自治体の長でもありますので、そういったところの覚悟もありますし、現場の声は消防長がしっかりと受け止めて、その部分の議論がなされているのかという確約をいただきたくて質問をさせていただきました。

**○消防長（溝口康二君）**

今回の定数57名増につきましては、資料の3分の2に「現状における主な課題」を挙げておりますが、この課題の状況に応じた優先順位をしっかりと見極めて増員の体制を確保していきたいと考えております。

**○議長（南条 博君）**

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

異議ありませんので、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「県央地域広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（後田一光君）**

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、本組合において長期継続契約を締結することができる契約を定めることにより、事務の効率化及び行政コストの削減等を図ろうとするものでございます。

条例案の主な内容について御説明いたしますので、議案第3号資料を御覧ください。

条例制定の目的といたしましては、事務の効率化や歳出の効率化を図るため、物品の借入れや役務の提供において、複数年にわたる契約が締結できる長期継続契約のメリットを活かしていくものでございます。

条例制定の経緯といたしましては、地方自治法の改正によりまして、一定の要件を満たす契約のうち、条例に定めるものについて、長期継続契約の締結が可能となっており、昨

今のデジタル社会の進展等を考慮し、当該条例を制定しようとするものでございます。

想定される長期継続契約につきましては、パソコン、事務機器などの借入れに関するもの及び保守業務などの役務の提供に関するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

異議ありませんので、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（後田一光君）**

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、本組合の手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

地方自治法第228条第1項の規定により、「標準事務」と呼ばれる全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務につきましては、政令で定める標準手数料額を徴収するよう条例で定めることとされております。

政令に規定する標準額につきましては、事務に要する人件費や物件費等のコストを積み上げて積算されており、定期的に見直しが行われております。

今回の改正につきましては、事務内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務について改正が行われたものでございます。

本組合の手数料の改正は、消防法に基づく「危険物製造所等の設置許可に関する申請手

数料」を政令に合わせて増額改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案第4号資料の新旧対照表を御覧ください。

条例第2条第1項第4号の別表第2に規定する危険物等に係る事務のうち、浮き屋根式及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係るものでございます。危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものに関して、現行の118万円から145万円に増額となっております。同様に、それぞれ貯蔵最大数量に応じた改正となっております。

なお、今回改正しようとするタンク貯蔵所は、本組合管内には該当する施設はございません。

本条例の施行期日は令和6年4月1日としております。

以上で、議案第4号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長（後田一光君）

議案第5号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ1億1,474万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,557万5千円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、起債の目的欄に表記しております消防施設整備事

業費の起債の限度額につきまして、補正前6億5,780万円から5,930万円を減額補正し、補正後の限度額5億9,850万円とするものでございます。

次に、第3条の組合経費の負担の補正につきましては、5ページの第3表 市別負担額表を御覧ください。

高速国道救急業務特別負担金につきましては、高速道路株式会社から高速道路の救急業務を実施した自治体に対して財政措置が行われておりますが、この負担金の額が確定したことから、負担金の額を補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

12ページをお開きください。はじめに、歳出から御説明いたします。

3款 衛生費は、1目 塵芥処理費の積立金に7,000万円を増額補正するものでございます。内訳といたしましては、令和4年度の繰越金を財源として不燃物施設整備基金に積み立てるものでございます。

13ページ、4款 消防費は、1目 消防運営費の職員手当等に702万4千円を、積立金に9,000万円を増額補正するものでございます。内訳といたしましては、コロナ禍が終息し、各種行事等が再開されたことに伴いまして、行事等に出向する非番職員等の時間外勤務手当が不足したことに伴います増額補正でございます。

また、積立金につきましては、令和4年度の繰越金を財源として消防施設整備基金に積み立てるものでございます。

2目 消防施設費につきましては、救急自動車等の備品購入費に係る事業費の確定により、78万3千円の減額補正となるものでございます。

3目 建設事業費につきましては、小浜消防署及び高来分署建設工事に係る事業費の確定によるものでございます。委託料で54万円、工事請負費で5,095万6千円の減額補正となるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書は6ページをお開きください。

上段の歳入の欄を御覧ください。歳入につきましては、先ほど御説明いたしました歳出額の確定及び事業の変更等に伴って負担金、国庫支出金、繰入金及び繰越金等について補正と財源更正を行うものでございます。

総額は、1億1,474万5千円の増額でございます。内訳といたしましては、負担金で122万8千円の減、国庫支出金で1,268万8千円の増、繰入金で441万5千円の減、繰越金で1億6,700万円の増、組合債で5,930万円の減となっております。

最後に、予算書14ページは給与費明細書、予算書15ページは地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

続きまして、議案第5号資料を御覧ください。

1ページから4ページまでに、ただいま説明をいたしました事業費や負担金の内訳を添付いたしております。

また、資料の5ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から財政調整基金、退職手当基金、施設整備基金となっております。

今回の補正で、1億6千万円を積立てることにより、令和5年度末現在高見込みの合計額は、約16億2,367万円の見込みとなっております。

以上で、議案第5号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

異議ありませんので、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号「令和6年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（後田一光君）**

議案第6号「令和6年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条に記載いたしておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,200万2千円に定めようとするものでございます。

第2条の債務負担行為は、4ページの第2表 債務負担行為を御覧ください。

西諫早分署水槽付消防ポンプ自動車の車両更新に伴います事業で、期間は令和7年度、限度額は8,349万円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましても、5ページの第3表 地方債を御覧ください。

起債の目的は、消防車両等整備事業で限度額は6,880万円、小浜消防署庁舎建設事業で限度額は5億3,850万円、高来分署庁舎建設事業で限度額は2億480万円、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めております。

令和6年度は、高規格救急自動車の購入及び消防庁舎建設事業の財源とするものでござ

います。後ほど資料で御説明申し上げます。

1 ページにお戻りください。

第4条の一時借入金は、借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましては、6ページの第4表 負担基準表を御覧ください。

組合規約第10条第1項に規定する組合経費の負担割合を事務の区分ごとに一覧表にしたもので、この基準に基づき、各構成市別に算出した負担額を7ページと8ページの第5表 市別負担額表のとおり定めようとするものでございます。

それでは予算の概要につきまして、別添の議案第6号資料1により御説明させていただきます。

1 ページは予算の概要でございます。

予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。

当初予算額は、経常的経費と臨時的経費の合計で、40億9,200万2千円となり、前年度と比較いたしますと8億5,347万2千円、率にして26.4パーセントの増となっております。増額の内訳でございますが、経常的経費で1億489万7千円の増、臨時的経費で、7億4,857万5千円の増となっております。

1 ページの表は、経常的経費、臨時的経費の別に、款別、事業区分ごとに、令和6年度と前年度の当初予算を比較したものでございます。

経常的経費の区分ごとの主な増減理由について御説明いたします。

総務費の「事務局運営費」では、現在、職員の人事及び給与に関する処理を諫早市のシステムの中で作業を行っておりますが、双方に不具合等が発生しているため、システムの切り離しを予定しております。この分離業務に係る経費等として、468万7千円の増となっております。

衛生費の「不燃物再生センター管理運営事務」では、不燃性廃棄物処理業務委託料の人員費の増などにより899万7千円の増となっております。

消防費の「消防本部管理事務」では、給与改定に伴います職員の給料及び手当等で、1億397万5千円の増となっております。

「諫早・大村・小浜署管理事務」では、救急出場件数の増加による燃料費の増に伴いまして、792万円の増となっております。

「職員育成事務」では、職員採用予定者装備品等の増により、456万8千円の増となっております。

「救急運営事務」では、救急出場件数の増加に伴いまして、医薬材料費、医薬品、感染防止衣等の使用回数の増などにより235万7千円の増となっております。

「通信指令運営事務」では、一般業務系パソコンのセキュリティ強化システム機器等更新に伴いまして、714万3千円の増となっております。



「車両管理事務」では、令和6年度に大村消防署及び宮小路分署の高規格救急自動車の購入費として9,534万7千円を計上し、前年度比232万2千円の増となっております。

「資器材管理事務」では、令和5年度で現場活動隊員の安全管理用器具である携帯警報器の購入が完了しましたので、968万9千円の減となっております。

消防公債費では、車両更新に係る令和4年度借入分の元金償還が開始となりますが、平成25年度借入分等の償還が完了となりましたので、差し引き2,830万3千円の減となっております。

臨時的経費では、衛生費の「施設整備事務（施設改修）」で、受入供給コンベヤ及び集塵機コンプレッサ取替等に伴い、393万円の増となっております。

消防費の「車両管理事務」では、諫早消防署はしご車のオーバーホールに伴いまして、4,547万7千円の増となっております。

「施設管理事務（施設改修）」では、大村消防署電話交換機交換工事等により705万7千円の増となっております。

「建設事業費」では、小浜消防署建設事業費及び高来分署建設事業費関係として8億4,222万3千円を計上しており、6億9,219万3千円の増となっております。

最後に、消防施設の突発的な修繕に対応するため、予備費に1,000万円を計上しております。

裏面を御覧ください。

「（3）歳入・歳出予算の内訳」につきましては、歳入・歳出予算の款ごとの構成比率、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載しております。

「（4）構成市負担金」につきましては、各構成市の令和元年度から令和6年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載しております。

各構成市別の負担金につきましては、3ページの「2 市別負担金」で御説明いたします。

上段が令和6年度、中段が令和5年度の負担金額、下段に増減額を記載しております。

上段の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、令和6年度に各構成市にお願いする負担金の額でございます。

3市の負担金の合計額は、30億1,256万8,234円で、前年度と比較して、1億1,978万2,325円の増となっております。

各市別の負担金総額は、諫早市は、15億1,016万5,376円、大村市は、9億1,579万8,193円、雲仙市は、5億8,660万4,665円となっております。

負担金額の増減状況は下段表のとおりで、負担金の算出方法に変更はございませんので、総務負担金、衛生費負担金、消防費負担金の経常費負担金及び共通費分は、地方債の償還を含めた事業費の増減によるものでございます。

なお、消防費負担金の個別費のうち市単年度特別負担金においては、諫早市分で、諫早消防署はしご車のオーバーホール分の負担金が増額となっております。

4ページから7ページまでは、負担金の算出資料でございます。

4ページは総務負担金算出表、5ページは衛生費負担金算出表、6ページと7ページは、消防費負担金算出表で、6ページは職員配置割に係る人員調整の算出方法と経常費負担額について記載したもの、7ページは消防費負担金の区分ごとに算出した内訳を記載したものでございます。

8ページは起債償還表でございます。

左の借入額等一覧表のとおり、すべて消防債で、平成11年度の大村消防署庁舎分借入から令和5年度の小浜消防署及び高来分署庁舎借入分までとなっております、令和5年度末の未償還元金は、約14億769万円の見込みとなっております。

右の表は、令和5年度以降の起債償還一覧表でございます。

9ページは起債償還表の内訳でございます。左の表は、構成3市で負担していただく共通分の償還表で、右の表は、個別分の償還表でございます。

10ページは基金の一覧表で、令和6年度末現在高は14億9,928万5,842円となる見込みでございます。

次に、議案第6号資料2の1ページをお開きください。

令和6年度当初予算説明資料について、御説明申し上げます。

この資料につきましては、予算科目の費目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したもので、1ページは、事務局総務課所管の費目でございます。

1款1項1目 議会費は、組合議会の運営に要する経費で、予算額は44万6千円、前年度比3万3千円の減でございます。

2款1項1目 一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費で、予算額は5,132万5千円、前年度比468万7千円の増でございます。

2款2項1目 監査委員費は、監査事務の運営に要する経費で、予算額は、48万5千円、前年度比11万円の減でございます。

2ページから3ページは、衛生費に係る予算でございます。

3款1項1目 塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターの管理運営に必要な予算でございます。

予算額は、2億8,606万9千円、前年度比1,399万1千円の増で、施設整備事業委託事務の増などによるものでございます。

4ページからは、消防本部に係る予算で、消防運営費、消防施設費及び建設事業費に区分しております。

4款1項1目 消防運営費は、予算額22億8,325万8千円で、前年度比1億2,596万2千円の増となっております。

「消防本部管理事務」につきましては、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費で、前年度比1億397万5千円の増となっております。

主な要因は、給与改定に伴います人件費の増などによるものでございます。

5ページの「諫早署管理事務」につきましては、諫早消防署、西諫早分署、多良見分署、飯盛分署、高来分署及び有喜機関員派出所の管理に要する経費でございます。

6ページの「大村署管理事務」につきましては、大村消防署、宮小路分署及び久原分署の管理に要する経費でございます。

7ページの「小浜署管理事務」につきましては、小浜消防署、愛野分署及び雲仙分駐所の管理に要する経費でございます。

8ページの「職員育成事務」につきましては、新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費でございます。

「予防運営事務」につきましては、火災予防のための普及啓発に要する経費でございます。

9ページの「警防運営事務」につきましては、救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費でございます。

10ページの「救急運営事務」につきましては、救急搬送業務や救命士育成等に要する経費でございます。

「通信指令運営事務」につきましては、通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費でございます。

11ページからは、4款1項2目 消防施設事務に係る予算でございます。予算額は、1億7,211万2千円で、前年度比4,508万5千円の増でございます。

「車両管理事務」につきましては、車両64台に係る維持管理及び車両の更新に要する経費でございます。前年度比4,779万9千円の増は、更新車両台数等の違いによるものでございます。

12ページの「資器材管理事務」につきましては、各種資器材の維持管理に要する経費でございます。

同じく、「施設管理事務」につきましては、消防庁舎の維持管理に要する経費でございます。

13ページの「通信指令管理事務」につきましては、通信指令装置、無線機器類等の維持管理に要する経費でございます。

14ページは、4款1項3目 建設事業費に係る予算でございます。

予算額は、8億4,222万3千円で、小浜消防署及び高来分署の新庁舎建設に係るものでございます。

15ページの5款1項1目 公債費につきましては、庁舎や車両の整備等に伴う起債の元利償還金でございます。

同じく6款1項1目 予備費につきましては、消防施設の突発的な故障に対応できるよう1,000万円を計上しております。

最後に、議案第6号資料3について御説明申し上げます。

1ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量の推移を表にしたものでございます。

2ページは、不燃性廃棄物として搬入されたものの中から有価物として分別された金属類を売却して得た収益額の推移でございます。

3ページは、令和6年度更新予定の高規格救急車の参考資料を掲載しております。

以上で、議案第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（南条 博君）**

これより議案第6号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別ごとに3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し下さい。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから23ページまでであります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ次に、歳出に対する質疑に入ります。第1款「議会費」について、25ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ次に、第2款「総務費」について、26ページから28ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ次に、第3款「衛生費」について、29ページ、30ページであります。

**○相浦喜代子議員**

6号資料2についてお尋ねします。

2ページの3款1項1目についてですが、管理者の方からも不燃物処理場が平成6年から稼働し、29年が経過しているというお話がありました。2026年には県央県南クリーンセンターが新しく建て替わり、ごみの分別も少し変わってきます。

これにより燃えないごみが増えて、不燃物再生センターに持ち込まれる量も多くなってくると思われませんが、そのことについては、すでに議論を始められているのかお尋ねします。

**○事務局長（後田一光君）**

議員お尋ねの可燃物の焼却方法の変更に伴います不燃物への持込等についての調整ですが、現在のところ調整自体は実施しておりません。今後、協議をするものと思っております。

**○議長（南条 博君）**

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

なければ次に、第4款「消防費」について、31ページから35ページまでであります。

**○相浦喜代子議員**

6号資料2の4ページ、4款1項1目についていくつか質問させていただきます。

4ページに人事、給与の項目があります。また6号資料1の1ページにも職員の給与等が記載されてありますが、ここに職員数236人、派遣職員2人を含むとなっており、新規採用職員予定10人、再任用12人、合計で258人となっております。

令和5年度から5名の増員になっていますが、令和6年度も厳しい状況の中で職務にあたってもらうことになるのではないかと思います。再任用の方の配置については、現職員のように救急や消防業務に充てられているのかお尋ねします。

2点目は、8ページの予防運営事務に関連しまして、女性防火クラブの数が高齢化や人員不足により減少してきていると聞いております。どのような対処を令和6年度に考えられているのかお尋ねします。

続きまして、10ページの救急運営事務について、これも管理者のお話しにもあったように救急搬送件数の35パーセントは入院を必要としない軽症者の搬送ということですが、自治体によっては救急車の有料化について議論がなされているようです。

すみません、その自治体がどこだったのか忘れてしまいましたが、すでに救急車の有料化に入るといったニュースも出てきております。県央消防本部でも救急車の有料化について議論がなされていくのかお尋ねします。

**○消防長（溝口康二君）**

お尋ねがありました再任用職員の今後の任用についてお答えします。

現在12名の再任用職員がおりますが、6名がフルタイムでの勤務、残り6名は短時間勤務となっております。

再任用職員は1年ごとの任用となっておりますので、来年度の任用について協議をしております。その後、本人の意向を取りまして、来年度以降の配置について検討していきたいと思っております。

また、現在短時間で勤務されている職員につきましては、可能であればフルタイムで勤務していただいて、他の職員の負担軽減につながればと思っております。協議を行っているところで

ございます。

#### ○予防指導課長（安達知誠君）

予防指導課長の安達です。防火クラブの件についてお答えします。

今年度、諫早市、大村市、雲仙市に対して女性防火クラブの現状について調査を実施しました。その結果はまだ消防本部の方に正式な回答はきておりませんが、3市の女性防火クラブとも高齢化、婦人会の解散などによって減る見込みのようです。

このまま女性防火クラブが減っていくことを見過ごすことはできませんので、各市の担当部署と連携を図りながら、女性防火クラブの結成を呼び掛けていく予定にしております。

この件につきましては、各地域の婦人会や自治会に対して御説明をして増やしていきたいと考えております。

実際、減っているクラブもありますが、諫早市や雲仙市におきましては新たにクラブを結成するという話も聞いております。

#### ○消防長（溝口康二君）

3点目の、救急搬送についてお答えします。

議員からお話がありました救急車の有料化につきましては、三重県の松阪市において入院をしなかったら7,700円を徴収するということだと思います。

当然、救急車の有料化につきましてはメリット、デメリットがあります。メリットとしましては、救急要請の抑制につながりますし、逆にデメリットとしましては有料化ということ懸念して、本当に呼ぶべき人が呼ぶのを躊躇してしまうというところが問題になると思われまので、慎重に見極めていきたいと考えております。

#### ○相浦喜代子議員

女性防火クラブについては、それぞれの市において数が増えたり、減ったりがあると思いますが、各地区の状況に応じて必要があれば私たち議員側も協力できることがあれば協力していきたいと思ひ質問させていただきました。

続きまして、6号資料2の8ページ、職員育成事務の中に救急救命士の育成があると思ひます。

救急救命士の方は挿管実習を医療機関で行っていると思ひますが、病院側の御理解をいただければ実習を行うことができないと思ひます。

そういったことから病院側との協議、協力体制がしっかりできているのかお尋ねします。

#### ○消防長（溝口康二君）

救急救命士の気管挿管における病院実習についてお答えします。

救急救命士が救急現場において気管挿管を行うためには、病院において30症例の気管挿管成功が必要となります。

これには病院において手術をされる方の同意を得て、実習をさせていただいております。

現在、県央消防本部管内では諫早総合病院、市立大村市民病院で研修をさせていただい

ております。

長崎医療センターにおきましては、今年度病院側と協議を行い、研修ができるよう準備を進めております。

#### ○相浦喜代子議員

3回目の質問になりますが、6号資料2の12ページの施設管理事務になります。

先ほどから、小浜消防署、高来分署の新庁舎建設が着手され、完成に近づいているというお話がありましたが、多良見分署の庁舎建て替えが次の課題になってくると思います。

令和6年度中での協議、検討が進められていくのかお尋ねします。

#### ○事務局長（後田一光君）

多良見分署の件についてお答えします。

8月の組合議会定例会で議員からの一般質問で答弁いたしましたとおり、県央組合と諫早市の担当部局で提供用地、敷地の配置について随時、調整、内部検討を進めております。

多良見分署につきましては50年を経過しておりますので、多良見支所周辺整備の中でも分署の建て替えを優先的に諫早市と協議をさせてもらっているところです。

また、諫早市の方でも開催されております多良見支所周辺整備に係る地元説明会におきまして、地元住民や団体等からの意見聴取の中でも、現多良見分署の隣接地での建て替え案が示されており、地元の方にも説明が始まっている状況でございます。

庁舎を建設しますと将来的に50年程度は使い続けることとなりますので、構成市から提供をいただく用地の中で、いかに効率的で機能的な分署としての配置ができるかが建設面からも重要な点になります。

最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、引き続き詳細な調整を進めてまいります。

設計費等の予算計上は、こういった検討調整を踏まえながら、しかるべき時期に計上をしていきたいと考えております。

#### ○議長（南条 博君）

他にございませんか。

#### ○島田和憲議員

2点お尋ねします。

6号資料2の8ページ、職員育成事務の中の初任科教育についてですが、令和6年度は第82期初任科に9人の入校が予定されております。毎年、初任科に入校される4月から9月までの期間は恒常的に現場の人員は欠員になっていると思います。

初任科卒業後の10月以降は組織として体制が取れると思いますが、入校期間中における警防体制、事務管理をどのように考えられているのか、先ほどの定数増も10年計画とのものでありますので、そのあたりも含めて組織管理について、現状を含めて今後の考えをお尋ねします。

2点目は、12ページの資器材管理事務にドローン2台を新規に購入となっておりますが、こういった業務に活用を予定されているのか、操作員の育成はどのように考えているのかお尋ねします。

#### ○消防長（溝口康二君）

1点目の初任科入校についてお答えします。

令和6年度につきましては、9名の入校を予定しております。令和6年度採用職員が10名おりますが、このうち3名は他の消防本部での経験者を採用しておりますので入校する必要はありません。残りの7名と今年度採用した6名のうち2名が消防学校側の受け入れ体制の理由から入校できておりませんので、9名の入校を予定しております。

議員からの御指摘のように入校期間中における人員不足が問題となってくるわけですが、現状では定年退職者がいませんので、4月からは現場経験者3名がおりますので、プラス要員と考えております。

2点目のドローンにつきましては、令和6年度に2台を購入することで各署にドローンが配備されることとなります。

ドローンにつきましては、火災現場における上空からの状況把握、また火災原因調査でも活用しております。さらには行方不明者の捜索活動にも積極的に活用している状況でございます。

#### ○島田和憲議員

今、お話があったように初任科入校期間中の組織体制、また消防力を落とさないようにいろんな工夫をされていることはわかりますが、県央消防本部全体としての消防力の充足率など、万全ではない状況で組織の運営を行っていくのは大変だと思います。今後も工夫を重ねられて取り組んでもらいたいと思います。

ドローンについても、先般の能登半島地震でも情報収集などと、いろいろな形で活用され効果を挙げているようですので、県央消防本部においても災害事例や活用事例を参考にして対応をお願いしたいという要望で質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（南条 博君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（南条 博君）

なければ次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」について、36ページ、37ページであります。

（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（南条 博君）

なければ次に、第2条「債務負担行為」、第3条「地方債」、第4条「一時借入金」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。



(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号「令和6年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

異議ありませんので、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号「監査委員(組合議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、小畑吉時議員の退場を求めます。

(小畑議員退場)

○議長(南条 博君)

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(後田一光君)

議案第7号「監査委員(組合議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本組合の監査委員、松尾文昭氏が令和5年11月27日をもって辞職されたことに伴い、議員のうちから選任する委員として、別紙候補者の小畑吉時氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項及び本組合同規約第9条第2項の規定により、議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(南条 博君)

これより議案第7号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(南条 博君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号、「監査委員(組合議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求め

ることについて」は、小畑吉時議員の選任に同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(南条 博君)**

異議なしと認めます。よって、本案は、小畑吉時議員の選任に同意することに決定いたしました。小畑吉時議員の入場を求めます。

(小畑議員入場・着席)

小畑吉時議員におかれましては、監査委員を務めていただくことになりました。

よろしく願いいたします。

ここで会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時25分 開会

**○議長(南条 博君)**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内としておりますのでよろしくお願い致します。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願い致します。それでは、2番 岩竹洋一議員。

**○岩竹洋一議員**

皆さんこんにちは。諫早市議会、公明党の岩竹洋一です。

それでは議長の許可をいただきましたので通告に従い、今回も質問させていただきます。よろしくお願い致します。

先ず大項目1番その1、先ほど事務局長が職員定数増加への理由付けを説明されましたが、私の今日の質問は、この理由付けにつながるものではないかと思えます。

赤色の車、いわゆるポンプ車や救助工作車の隊員が、緊急走行中に火を消す装備ではなく、救急処置に合わせた服装、いわゆる現場外套ではなく、少し青みがかかった白系の服を身にまもって出場している光景を見た人は案外いると思えます。

ポンプ車は、今まで市民の方にとっては火を消すための車といったイメージがありましたが、緊急走行で何の目的で出場しているのかはよくわからないといった方も多いと思えます。

そこで、まずは救急支援とAED救急について説明をお願いします。

**○消防長(溝口康二君)**

消防隊の救急支援とAED救急、いわゆるPA連携について御説明いたします

P A連携とは、ポンプ車と救急車のアンビュランスの双方の頭文字から「P A」とされておりまして。

P A連携ですが、心肺停止などの重症事案や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、通報時点で救急隊のみでは対応が困難な事案に、救急車に加えてポンプ車などの消防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊が連携して救急活動を行うものです。

また、管轄の救急車不在時でも消防隊が救急資機材を携行し、救命処置を実施することもあります。これがA E D救急にあたると思います。さらには、ドクターヘリを要請した際の離着陸時の安全管理など、幅広く出場しております。

次に過去3年の出場件数について御説明いたします。

県央管内では、令和3年は545件、令和4年は684件、令和5年は771件となっており、救急件数の増加に伴いまして、支援件数も年々増加傾向にあります。

出場区域についてですが、支援出場は原則的に本署管内のみとしております。最終的には当務責任者の判断によって、状況に応じた対応を取っております。

分署におきましては現在、常時4人勤務となっておりますので、緊急走行時における安全管理面を考慮し支援出場はしておりません。なお、雲仙分駐所は小浜消防署から遠隔地であるため、状況によって2名で出場しております。

分署の例外といたしまして、西諫早分署のみ再任用者1名を日勤で配置しておりますので、平日昼間は5名体制が確保できていることから、平日の17時15分まで支援出場を行っております。

#### ○岩竹洋一議員

年間545件、600件超と予想以上に出場しているなと思いました。

救急現場に救急車より先に消防車が来たということもあるので、市民の誤解がないようにしていただきたいと思っております。

以前にも質問をしましたが、ドクターヘリの着陸場所、ランデブーポイントから現場が離れているときは、この連携を活用してランデブーポイントから医師をポンプ車で現場まで連れていくドクターピックアップというの、現在も少しはされているとは思いますが、今後活用されてはと思います。

消防車は火災出場だけではないという認識を市民の方にも持ってもらえたらと思っております。

再質問ですが、先ほど出場区域が本署の周辺と話がありましたが、その区域についてもう少し詳しく答弁をお願いします。

#### ○消防長（溝口康二君）

区域についてですが、先ほど説明したとおり諫早、大村、小浜の本署管内というところと考えております。距離にしますと、おおむね本署から3キロメートル圏内を目安としておりますが、いろんな状況がありますのでしっかりと状況を見極めて、その時の当務責任

者が判断して対応しているような状況でございます。

#### ○岩竹洋一議員

都市部によってはその全域をカバーしているところもありますし、今後はその区域を拡大してもらいたいと思います。都市部以外でも拡大に動いている消防本部があると思います。

救急隊員以外の消防隊もAEDの扱い等には慣れていると思いますが、救急の資格を持ったポンプ隊員もいますので、いかに早く傷病者宅に着いて、最初の処置ができるかが救命率の向上につながると思います。

ここで質問に入りますが、本日の議案第2号の資料で、全分署の常時5人勤務体制がPA連携の拡大に向けたキーワードになると思います。

人員増になるにつれて対応区域も拡大してくると思いますが、今後の概要と取り組みについて答弁をお願いします。

#### ○消防長（溝口康二君）

PA連携は現状では原則本署管内のみ運用しておりますが、救急件数は分署管内においても年々増加傾向にあり、その需要も高まりつつあると認識をしております。

特に西諫早分署の状況ですが、平日昼間のみの運用で令和4年が41件、令和5年も41件の支援出場がっております。

しかしながら、その他の分署では4名勤務のため、PA連携が運用できていない状況であります。

今後の取組みといたしましては、職員を増員しないことには支援出場の区域拡大は困難であると思っております。

先ほど職員条例定数改正について議決をいただきましたが、県央管内全域で救急支援出場の体制が確保できるよう調整していきたいと考えております。

#### ○岩竹洋一議員

よろしく申し上げます。

ある意味消防は市境を超えて救急車は来ることができませんので、限定された区域だけというのは公平なサービスとは言えないので、今後職員の増員も含めて救命率の高い、住みよい街づくりにつなげてもらいたいと思います。

それでは次に、大項目2番目の質問に入ります。

大村市では、新聞報道では新幹線の駅前にサクラミライといった商業施設が順次オープンし、諫早市では長野町に大型商業施設が再来年の2026年にオープン予定と都市開発が進んでいるようです。このような大きな建物には、それなりの高度な消防設備の法的設置が義務付けられています。

スプリンクラー設備はよく聞くとありますが、商業施設によっては上からではなく、横から水を噴出するような仕組みの設備もあるようです。時津のイオンにありましたが、非

常に仕組みが複雑になっています。

大事なのは、このような命を守る消防設備の維持管理だと思います。

要するに消防の仕事は火を消すだけでなく、予防業務という仕事があり、一般住宅は基本的に入りませんが、管内の建物一つ一つに管理台帳を作って、新築の場合は設備業者との設置検査に立ち会ってチェックしなければなりません。

ここで質問に入りますが、このような設置検査に対応するだけの知識や見識を備えた職員の確保や今後の育成はどのように考えているのか答弁をお願いします。

#### ○消防長（溝口康二君）

まず、県央消防本部における予防業務体制の現状について御説明申し上げます。

予防業務を遂行するため毎日勤務の専属員を、消防本部予防指導課に2名、諫早消防署予防設備課に7名、大村消防署予防設備課に5名、小浜消防署予防設備課に4名配置しております。

岩竹議員から御質問があったようなスプリンクラー設備などの消防用設備等に係る審査、検査業務につきましては、管轄する各消防署の予防設備課員が担当しております。

消防組織法に基づく消防力の整備指針により、消防本部・消防署において、予防業務を担当する係又は係に相当する組織には、防火対象物の規模等又は製造所等の種類、規模等を勘案して、予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を1人以上配置するとされております。

よって各部署には予防技術資格者を1名以上配置しております。また、現在県央消防本部では予防技術資格者と認定された職員が、延べで84名おります。

予防業務に係る職員の育成につきましては、長崎県消防学校で実施をされる予防査察科、危険物科、火災調査科へ職員を適宜入校させ、専門性のある知識を持つ職員の増員を図っております。

また、消防学校以外においても予防に関する研修会は年間を通して各種実施されているため、これらにも積極的に職員を派遣し予防業務の知識の涵養を図っているところでございます。

予防業務に関わる資格としましては、予防技術資格者になるための予防技術検定、消防設備士、危険物取扱者などがありますので、職員の積極的な自己研鑽を奨励するために、予防技術検定全科目合格者や甲種消防設備士試験合格者、甲種危険物取扱者試験合格者に対して職員表彰を行っております。

#### ○岩竹洋一議員

着々とされていると思いますが、例えば、京セラができるとコンピューター室にはスプリンクラーのように水をかけてはいけない機器があるため、高度な消防設備が必要になります。

基本的には消防設備業者と対等に話ができるだけの専門性を持った職員の育成が必要と

思いますので、職員増員と併せて予防業務の専門的な知識の習得にも努めてもらいたいということと、予防技術検定や消防設備士試験を受検する職員の受検料の免除というのを以前はやっていたと聞いていますが、そのあたりも予算措置を含めて頑張っていたいただきたいと思います。

実例として、今から20年ほど前に大阪府寝屋川市で、7階以上の建物に設置されている連結送水管という設備がありますが、消防隊が1階の送水口にホースを接続して水を送ると3階や4階に付いている放水口からホースを延ばすと水が出る設備ですが、この接続部分のリング状の部品が逆に付いていて、火災のときに使えず、結果的に父親と6才の女の子が残念なことに亡くなったという事例があったそうです。

ある意味、確実な消防検査が行われていればこのような事案は防げたかもしれません。

また、消防設備というものは火災の中でも作動できるように設計されています。例えば、配線は耐火配線や耐熱配線になっていますし、ブザー音で避難を促す警報設備においては断線に強い送り配線という独特な配線になっていますので、図面等を見ても綿密な検査が必要となるので、このような検査に対応できる職員の確保をお願いします。

今後、諫早市、大村市、雲仙市が発展していく中で、商業施設も建っていきますので、今後少ない職員数の中で人員が確保できるのか答弁をお願いします。

#### ○消防長（溝口康二君）

最近管内においては、新幹線の開通や工業団地への工場誘致、半導体産業の活性化に伴い大規模な施設の建設が続いております。

御指摘にありますように、大規模な施設に設置される消防用設備等の検査となりますと種類や設置数が多くなるために、検査員もそれに応じて必要になります。

現在の担当職員数では一挙に対応できないこともありますので、検査日を1日とせず、検査行程を振り分けて、複数日に実施することがあります。

また、それでも人員が足りない場合には、警防隊に所属する予防設備課の経験者などへ応援を依頼し、検査員を増員して対応しているところです。

予防設備課員の業務につきましては、建設現場での検査だけでなく、設計段階においても消防用設備等の設置計画、建築物の防火に係る設計が適正かを確認しており、様々な建築物の新築や増築が多くある現状では、予防事務も多大になってきていますので、予防設備課員が円滑に業務を遂行できるように、早い段階から業務量をしっかりと見極めて適切な人員配置に努めてまいりたいと思っております。

#### ○岩竹洋一議員

県央消防本部は3交替制ですので、ある意味メリットだと思います。消防本部によっては検査中に火災出場があつて、検査を中断して出場していくといったこともあるようです。県央消防本部の3交替制のメリットを生かして検査にも対応できるというのは良いことだと思いますが、今後は職員を増やしていかないといけない部分もありますのでよろしく

お願いします。

先週金曜日の国会中継を見ていたら、岸田総理が消防力のアップということで消防の広域化を話されていました。広域化にして職員数を減らすという考えもあったようですが、実際は無理なのかなと思います。

広域化になったら、どのような弊害があるかと言ったら、例えば対馬市消防本部に県央消防本部の職員が異動になった時に、島内全域の裏道や消火栓の位置を覚えなければならぬといった問題が生じてきます。

指令室においても救急車の誘導など、ままならないと思いますので、広域化を待つより早めに職員数を増員する方が効率的だと個人的には思います。

最後に論点を整理していきますが、消防団員の募集がいろんなところで叫ばれていますが、実際の火災現場では消防団には煙の中に入って行く装備、いわゆる空気呼吸器が配備されていません。また、無線のやり取りにも国家資格が必要で、全団員にとというのは難しいと思います。

昨年発生した多良見町の火災でもわかるように、救急車が出場している間の災害対応に消防団の応援を待つという体制に限界がきているのは明らかなことだと思いますので、早い段階での職員増が望まれると思います。

先ほどから年次的に職員数を増やしていくという説明がありましたが、できれば前倒ししてでも職員数は早く増やしてもらいたいというのが私の率直な思いです。

今日は3市長も来られていますが、どうかよろしく願いいたします。

説明が長くなりましたが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（南条 博君）**

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（南条 博君）**

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和6年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時48分 閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長

南条 博

会議録署名議員

並川 和明

会議録署名議員

中崎 秀紀